須恵町排水設備工事等についての諸注意

1.　排水設備確認申請書について

（1）　工事着工前に余裕をもって申請すること。

（2）　記入漏れや間違いがないこと。（特に申請日・工期・排水人口・工事場所等）

（3）　汚水系統：赤色　　雨水系統：青色（放流先の明記：側溝・水路等）

新設：実線（ ―――― ）　　既設：破線（ － － － ）　　将来計画：一点鎖線（ ― ・ ― ・ ）

（4）　公共桝の位置、道路種別（町道・県道・私道等）を明記すること。

（5）　完了届、使用開始届は工事完了後速やかに提出すること。完了予定日が大幅に遅れる場合は、担当者に報告すること。

（6）　完了届提出時、改造奨励金に該当するものが 2 箇所以上ある場合は、着工前・着工後の写真を必ず添付すること。

（7）　工事の内容・金額等について施主へ説明を行うこと。

2.　排水設備工事について

（1）　便所の取出し桝には「段差付 Y」（YS）を使用すること。

（2）　複数の器具（3つ以上）をトラップ桝に接続する場合、トラップ掃除口は最低φ75以上とすること。（新築は、単独で接続を行うこと。）

（3）　塩ビ製小口径汚水桝の内径：（ドロップ桝は上流側の管底の深さを基準とする）

・深さ 800mm まで：内径 150mm

・深さ 801mm 以上：内径 200mm

（4）　排水管の管径に応じた勾配を確保し、縦断勾配で桝高を記入すること。

・φ100：2%以上　φ125：1.7%以上　φ150：1.5%以上　φ200：1.2%以上

・排水管の地盤から管底までの深さは、300mm以上確保すること。

（5）　不要になった既設管等は適切に処置すること。（キャップ止めなど）

（6）　公共桝と宅内配管との接続は漏水等がないよう十分注意すること。

（7）　屋外の足洗い場・集合住宅のごみ置き場等は、屋根の有無（雨水が進入するかどうか）により下水か雨水への接続を決定すること。不明な場合は担当者に相談すること。（大幅な変更等は事前に協議）

（8）　壁から 3m 以内にφ150 以上の小口径汚水桝を設けること。（ビル等は除く）

（9）　施工する建物の使用水（上水道・井戸水・上水道井戸併用）を把握しておくこと。

（10）　必ず分流式で施工すること。誤接は、絶対にないように注意すること。

（11）　完了検査までに、施工後の自主検査・図面の整備を行うこと。

（12）　既設公共桝に接続する際は、必ず勾配等基準を守り宅地の地盤高などを考え計画すること。
基準を守れない場合は、自費工事で公共桝等を再設置すること。

（13）　前面道路等の本管よりも深く設計しないよう、勾配等基準を守り宅地の地盤高等を考慮して計画すること。

（14）　直線部分の塩ビ製小口径汚水桝は、管径の 120 倍以下毎に設置すること。

3.　完了検査・その他の注意事項

（1）　検査日は原則として週一回の木曜日とする。検査時間は検査官が指定し、指定工事店へ電話連絡する。施主への検査日時の連絡は、必ず指定工事店が行うこと。

（2）　検査日には時間厳守で、責任技術者（責任技術者証携帯）と施主の立会いのもと受検すること。
（原則として委任状は認めない）

（3）　施主の都合で検査日時等の変更が生じた場合は、検査官と調整し施主へ再連絡すること。

（4）　再検査の場合は、速やかに手直し・図面の訂正を行い、検査官に連絡して再受検すること。

（5）　融資あっせん・改造奨励金等の制度を十分に理解・把握し、施主に説明できるようにしておくこと。

（6）　不明な点は担当者に質問・確認すること。

●連絡先　　須恵町役場　上下水道課　下水道係　　TEL　092-932-1151（内線266）
FAX　092-931-1827